

会 議 録

|            |  |
|------------|--|
| 審議会等の名称    | 令和2年度第1回富士市入札監視委員会   |
| 庶務を担当する部課等 | 財政部契約検査課 内線番号(2787)  |
| 会議の開催の日時   | 令和2年9月8日(火) 午後1時30分～午後3時15分  |
| 会議の開催の場所   | 富士市消防防災庁舎3階 災害対策本部室  |
| 出席者(職・氏名)  | ◎入札監視委員会委員<br>田中聡、長橋順、渡邊里香、畔村勇次<br>◎工事担当課担当者、事務局   |
| 議題         | ① 発注工事入札契約手続の運用状況報告について<br>② 案件抽出審議について  |
| 配付資料       | 令和2年度第1回富士市入札監視委員会 次第<br>令和2年度第1回富士市入札監視委員会 席次表<br>令和2年度第1回富士市入札監視委員会 審議書  |
| 審議の状況      | ◎審議の対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に長橋委員に依頼済み<br>◎令和元年10月1日から令和2年3月31日までの工事案件一覧と入札参加資格停止等の運用状況、発注工事入札契約制度の運用状況の報告<br>◎抽出案件1～6について審議 |
| 審議の結果      | <発注工事入札契約手続きの運用状況><br>◎対象期間内の発注工事は115件<br>◎入札参加資格停止等は2件<br>いずれも特に意見なし<br><br><抽出案件審議><br>◎抽出案件1～6について審議<br>特に意見なし        |

抽出事案一覧表

| No. | 工 事 名                           | 入札契約方式 |
|-----|---------------------------------|--------|
| 1   | 令和元年度 富士川右岸緑地整備工事               | 一般競争入札 |
| 2   | 陸上競技場第二種公認更新に係る改修工事             | 一般競争入札 |
| 3   | 富士団4号水源地さく井工事                   | 一般競争入札 |
| 4   | 令和元年度 左富士臨港線（青葉台工区）<br>交差点改良工事  | 指名競争入札 |
| 5   | 令和元年度 ききょうの里子どもクラブ<br>A・D新築主体工事 | 指名競争入札 |
| 6   | 下天間水神線配水管移設工事                   | 随意契約   |

抽出事案1 令和元年度 富士川右岸緑地整備工事

|     | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 質問① | 談合情報はどこ<br>うところからきた<br>のか。   | 入札前に当工事の落札業者の情報が匿名で新聞社へ寄せられた。  |
| 質問② | 3回目の入札で<br>は落札者と他業者<br>との価格が開いて<br>いる。談合情報が<br>寄せられただけに<br>この価格は適正だ<br>ったのか。 | 人によって積算ソフトの使い方が違うため価格差が生じてくる。また、他工事への入札参加、積算が間に合わないケース及び受注体制が組めそうにないと判断した場合に雑な積算で入札したと考える。   |
| 質問③ | 同じ業者が2回<br>談合情報の対象と<br>なった場合でも3<br>回目の入札に参加<br>することは可能な<br>のか。               | 談合をしている証拠がない以上、参加を拒否することはできないので参加は認めている。   |
| 質問④ | 談合の有無は、<br>通報がなければ市<br>役所は分からない<br>のか。                                       | はい。  |
| 質問⑤ | 金額の開きの原<br>因は雑な入札とし<br>ているがどのよう<br>な見解か。                                     | 1回目と2回目の入札については、業者から積算方法確認のため聞き取り調査を行い、工事担当者は積算の資料を確認した。結果、談合を疑わせるような積算方法はなかったため、応札者は適正な積算をしていると判断した。また、入札書提出時の工事費内訳書を比較し、金額が一致している項目もなかったため不正行為がなく入札が行われたと判断した。 |

| 抽出事案2 陸上競技場第二種公認更新に係る改修工事 |   |  |
|---------------------------|---|--|
|                           | 質問  | 回答   |
| 質問①                       | 施工実績がある業者を選定しているのに金額の開きが約2倍あるのはなぜか。                         | 施工業者の中には、自社開発製品の使用により材料費を抑えることができる業者、ほかから購入しなければ施工できない業者が存在するため価格に差が生じていると考える。                                   |
| 質問②                       | 特殊な工事だと予定価格を設定するのは難しいか。                                     | 設計は見積りを採用して、その平均値を設計金額としている。例外としてあまりにも金額に差がある場合は除外するときもあるが、基本的には平均値により設計金額を設定している。                               |
| 質問③                       | ほか案件の一般競争入札は失格基準価格が算出されているが、この工事に限っては明示されていない。これは特殊な工事だからか。 | 業者へ見積徴取して積算するものが非常に多い割合を占めている案件については、業者によってあえて高めに見積る場合があり、これをもとに失格基準を設定すると、当市が不利益を被る場合もあるためこのような案件では設けないようにしている。 |
| 質問④                       | 見積りの平均値を設計金額に設定することだが、見積りによって大幅に金額が上がることも有り得るのか。            | 可能性はある。最低3者から見積徴取をすることとしており、異常値は除外し、残りの2者の平均をとって設計金額に採用する。   |
| 質問⑤                       | 見積金額がバラけたらどう判断するのか。どれが異常値かも分からないのだからどういう手順で金額を決めているのか。      | 数字がバラけているようであればさらに追加の見積りを徴取する。方法については静岡県の土木見積徴収基準に則って徴取している。   |
| 抽出事案3 富士団4号水源地さく井工事       |   |  |
|                           | 質問  | 回答   |
| 質問①                       | 参加業者の入札価格は全体的に予定価格より低い金額であるが予定価格は妥当であったのか。                  | さく井協会が出されているさく井工事積算基準をもとに設計しているため予定価格は適切である。   |

|                                   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|
| 質問②                               | 参加業者の入札金額が予定価格より低いのはなぜか。                        | さく井工事発注時の参加要件として、工事実績を設定する場合があります、3年から4年に一度の発注と少ないので、実績をあげておきたかったと思われる。また、使用機械が高額であることから減価償却の進み具合により入札金額を削減できる余地があったと考える。 |
| 抽出事案4 令和元年度左富士臨港線（青葉台工区）交差点改良工事   |   |   |
|                                   | 質問  | 回答  |
| 質問①                               | 予定価格は本来もっと低い金額ではなかったか。                          | 積算基準をもとに設計価格を算出しているので適切である。   |
| 質問②                               | 入札参加業者のほとんどが辞退と予定価格超過であり、当工事は敬遠されているように見えるがなぜか。 | 工事箇所の北側は病院や商店等があり車両の出入りが激しく工事に対する気遣いが出てくることから、見えないところで経費が掛かるのではないかと業者の推測により入札者が少なかったと考える。                                 |
| 質問③                               | 入札理由において配置不可の業者が一番多いが何の配置不可なのか。                 | 工事には必ず主任技術者と現場代理人を配置することになっており、すでに他の工事に配置されてしまい、技術者の配置ができないということである。  |
| 抽出事案5 令和元年度 ききょうの里子どもクラブA・D新築主体工事 |   |   |
|                                   | 質問  | 回答  |
| 質問①                               | 2度目の入札と今回の入札では工事内容は全く同じなのか。                     | 大幅な仕様変更をした。屋根の形状変更、内部の木材利用取りやめ、内装の製作家具を取りやめて、プレハブ業者の標準的な仕様に変更し大幅な価格ダウンを図った。   |
| 質問②                               | 予定価格が2回目とほとんど変わらないのに入札金額が大幅な開きがあるのはなぜか。         | 設計価格は見積価格を採用しており、1回目で採用した業者の辞退により入札参加の見込みがなくなったため、他の業者に再見積を依頼し、その最安価格を採用した。1回目で採用した業者が2回目の見積を辞退しなければ予定価格はもっと下がったと推測する。    |
| 質問③                               | 落札業者とほかの入札業者の金額に                                | 当建物の新築は、自社の標準仕様の範囲内で施工可能であると判断したため、安い価格で入札できたのではないかと推測する。   |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
|                     | 開きがあるがなぜか。  | た、工事現場周辺で民間工事を施工していたため、仮設材料の運搬等の経費についても削減できると予想したと思われる。結果、ほかの業者と比較して価格に差をつけることができたのではないかと考える。 |
| 抽出事案6 下天間水神線配水管移設工事 |   |   |
|                     | 質問  | 回答  |
| 質問①                 | 1回目の見積りで予定価格超過となった場合、2回目の見積りを依頼する際、業者にどういった説明をするのか。 | 再見積の依頼通知書に理由として、予定価格を超過しているためという文言を入れている。   |
| 備考                  | ・再苦情等が寄せられた場合には、臨時で審議会を開催する。                        |   |